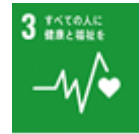


第 1 節 子どもを産み育てやすい環境の整備

1 妊娠出産支援と親子の健康増進



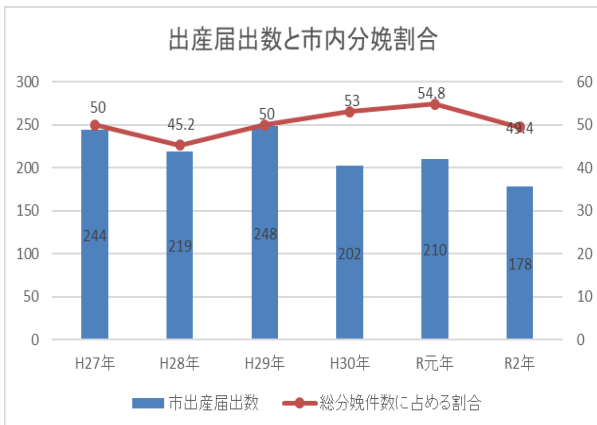
基本方針

安心して出産、育児ができる環境を整えるとともに、生涯を通じた健康づくりの土台を幼少期までに定着させ、子どもと保護者の健康増進を図ります。

●現状と課題

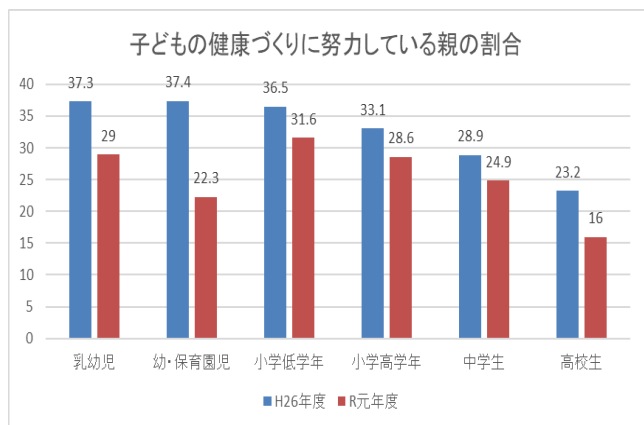
- ・令和 2 年度の市内病院での出産割合は 49.4%であり、平成 27 年度の 50.0%と同程度の割合を維持していますが、妊娠届出数は、平成 27 年度の 244 件から令和 2 年度には 178 件と減少しています。出生数の減少は市内における出産体制の維持にも大きく影響します。
- ・乳幼児健康診査や健康教室などの親子保健事業に対する保護者満足度は、高い状況です。引き続き安心して育児ができる環境を整えるために、保護者の不安や心配な気持ちに寄り添った相談体制を充実させる必要があります。
- ・生活リズム向上のための「早寝早起きおいしい朝ごはん」運動の認知とその必要性は保護者に浸透しています。しかし、電子メディアの長時間使用や保護者の帰宅時間が遅いこと等により就寝時間が遅くなり、取組を実践しない、できない家庭が増加傾向にあります。
- ・保育園・幼稚園体格調査から、肥満（傾向）児は、5 歳になると増加する傾向が続いています。将来の肥満を予防するため、幼児期からのかかわりが重要であり、生活改善を促す必要があります。
- ・電子メディア使用の低年齢化が進んでいます。また、電子メディアの長時間使用は、生活リズムの乱れや心身の不調の大きな原因となっています。電子メディアの使用は、現代の生活では避けられないことから、適切な使用方法を指導する必要があります。
- ・子どもとのふれあい遊びや外遊びが減少し、遊びによって得られる五感への刺激やルールを守る経験、自然体験で得られる好奇心や想像力を膨らませる経験などが不足する傾向にあります。遊びは、子どもの様々な能力を育むことから、必要性や具体的な方法について保護者の理解を深める必要があります。

●トピック



出産件数は減少傾向にありますが、市内分娩割合は向上しています。令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の影響により件数、割合とも減少しています。

(資料：糸魚川総合病院、こども課)



生活リズムを整える等の健康づくりの重要性は理解していても、生活様式の変化から健康づくりに取り組んでいる保護者の割合は減少しています。

(資料：第 3 次親子保健計画中間評価アンケート)

● 施策の方向

① 安心して出産・育児ができる環境づくり

- ・関係機関と連携して、安心して出産できる医療環境を整えます。
- ・乳幼児健康診査等で保護者の育児不安をつぶさに把握し、支援が必要な親子には継続的にかかわるなど、保護者に寄り添った支援に努めます。
- ・マタニティスクール、育児教室、相談会等を開催するほか、個別の訪問を行い、保護者の気持ちに寄り添った相談体制を整えます。
- ・発達段階に応じた愛着形成の大切さについて啓発します。また、温かい心での子どもの見守りとしつけを地域ぐるみで進めます。
- ・妊娠・出産を希望する夫婦が安心して不妊・不育治療等を受けられるよう、精神的負担や経済的負担の軽減に努めます。

② 子どもと保護者の健康の増進

- ・乳幼児健康診査の高い受診率を維持し、疾病の早期発見や健康の保持増進に努めます。
- ・発達障害の可能性のある子どもを早期に発見し、適切な支援につなげます。
- ・「早寝早起きおいしい朝ごはん運動」を推進し、幼少期から生活リズムを定着させ、生涯を通じた健康づくりにつなげます。
- ・家庭ぐるみの食生活や生活リズム改善に取り組みます。
- ・親子での調理体験等を通じて「食」への関心を持つ子どもを育てます。
- ・子どもの心身の健康に欠かせない外遊びやふれあい遊びなどの体験を積極的に推進します。
- ・電子メディアに頼らない子育てによって、コミュニケーション能力、運動能力、自己コントロール能力を育むよう努めます。
- ・関わりが不可欠な電子メディアについて、家庭での幼少期からの適切な使用を促します。



パパマママタニティスクール



乳児健診

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
市内病院出産割合	49.4%	55.0%	60.0%
健康状態がよい中学生の割合	84.2%	86.0%	88.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
出産・育児・子どもの健康づくりは、親子が主役です。幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校、地域、医療機関などは、連携して親子を支えます。	出産・育児・親子の健康づくりが安心してできる環境づくりに努め、協働する関係機関の連携を支えます。

第1節 子どもを産み育てやすい環境の整備

2 子育て支援の充実



基本方針

多様なスタイルの子育てと仕事が両立でき、子育て世代が、子育てに希望と自信を持って子どもを産み育てたいと思えるよう支援し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

●現状と課題

- ・少子化により、周囲の子育て世代も減少していることから、気軽に話や相談ができる子育て仲間ができにくい状況があります。また、家庭環境により、一人で子育てをせざるを得ない親にとっては、一層負担感が増すことがあり、安心して気軽に利用できる子育て世代の居場所が求められています。
- ・保育需要が多様化し、定型的な保育では個々の要望に沿うことが難しくなっています。低年齢児保育や早朝、夜間、休日等、きめ細やかな保育の対応が求められています。
- ・低年齢児の受入態勢整備のためには、保育士の確保や園舎の改修等が必要です。また、効率的な園運営の観点から、適正な配置や民営化の検討等が必要です。
- ・仕事と子育てが両立できるよう、多様な働き方について企業の理解を深める必要があります。

●トピック

◆保育所と幼稚園児童数の推移

各年4月1日現在（単位：人）

区分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
保育所	公立	542	535	513	498	487	502	458
	私立	361	283	282	269	213	208	190
	計	903	818	795	767	700	710	648
幼稚園 こども園	公立	155	147	164	154	158	134	121
	私立	141	252	228	216	250	236	238
	計	296	399	392	370	408	370	359
合計		1,199	1,217	1,187	1,137	1,108	1,080	1,007
うち、3歳児未満		305	358	362	328	336	372	325
3歳児未満割合		25.4%	29.4%	30.5%	28.8%	30.3%	34.4%	32.3%

（資料：こども課）

就学前児童数は減少していますが、入園の低年齢化が進み、3歳未満児の割合が増加しています。

● 施策の方向

① 子育て家庭を支える取組の推進

- ・ 育児相談や子育てサークルの支援等の中心となる子育て支援センターの事業内容を充実するとともに、子育て世代の居場所の充実を図ります。
- ・ 発達支援センターめだか園では、発達や成長に不安のある子どもと保護者に対する適切な相談や支援を行い、子どもの発達を促します。
- ・ 虐待等の発生予防や早期発見に努め、子どもに関する様々な相談に適切に対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心に継続的に必要な支援を行います。
- ・ 保育料の軽減や子ども医療費の助成などにより、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図ります。

② 保育サービスの充実

- ・ 需要が増加している0～2歳児の保育の場を確保するため、既存の保育園に加え、認定こども園や地域型保育事業等、多様な選択ができる環境整備を進めます。
- ・ 一時保育や時間外保育、病児・病後児保育等、個々の要望に柔軟に対応できるよう、事業の拡充を図ります。

③ 子育てと仕事の両立支援

- ・ 育児をしながら働く保護者への育児支援の各種サービスの充実を図るとともに、事業所に対して子育て世代に配慮した就労環境の整備を働きかけます。
- ・ 男性への育児へのかかわりや、子育てと仕事を両立する女性への理解を呼びかけます。

④ 地域で担う子育て支援

- ・ 子育てに関する様々な援助を求める世代と援助できる世代間の交流拡大を図り、地域全体で子育て中の家庭を支える体制や子育てしやすい環境整備を推進します。



屋外で遊ぶ園児

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
子育て環境の満足度	52.4%	60.0%	70.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
保護者が子育ての第一義的責任を有することを基本的認識とします。 地域、企業等の市民全体で、地域の将来を支える子どもの育成に努めます。	子育てしやすい環境の整備を推進します。

第2章

郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり

第1節 子どもを産み育てやすい環境の整備

3 子どもと子育てにかかわる連携の推進



基本方針

子どもにかかわる機関の連携を図り、一貫した教育方針と切れ目のない支援で子どもを育てます。

●現状と課題

- ・子どもの育ちや学びは連続して一体的なものであり、発達段階に応じた、連続性のある支援・教育が重要です。
- ・郷土愛の醸成のためには、地域を含め関係者全体が連携、協働して子どもにかかわることが大切です。
- ・ライフスタイルと社会経済の変化の中で家庭環境が多様化し、子育てを保護者と家族に委ねることで、その家庭にとって大きな困難を生じさせる場合があるため、それぞれの子どもや保護者の悩みとニーズに寄り添った切れ目のない支援が求められています。地域全体で子育て家庭を支える環境づくりが必要です。

●トピック

◆教育支援委員会における就学判定申込数の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1次	園児	52	48	65	67	56
	小・中学生	26	44	34	37	34
2次	園児	8	11	27	7	13
	小・中学生	3	17	8	10	17
合計		89	120	134	121	120

※教育支援委員会…障害等があり、個別の支援が必要な幼児、児童、生徒に対し、就学先の決定や適正な教育環境について助言を行う機関

◆児童相談と要保護児童等の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童相談件数（件）	104	104	99	90	145
要保護児童等（人）	105	97	84	76	79

要保護児童等とは、保護者に監護されることが適当でない児童、保護者の養育を支援する必要がある児童、出産後の養育の支援を行うことが必要な妊婦などをいい、その内容は、児童虐待、養護、障がい、非行、育成などに分類されます。

● 施策の方向

① 子ども・子育て支援体制の充実

・市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、地域、幼稚園・保育園、学校等が相互に協力し、地域社会が一体となった子育てを推進します。

② 幼稚園・保育園、小・中・高等学校の交流と連携の推進

・関係機関が情報を共有し、共通理解を深め、切れ目のない支援に取り組みます。
 ・アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの編成や実践への取組、中学生の保育実習など、幼稚園・保育園、学校の一層の連携と協力を推進します。

③ 課題を抱える家庭への連携した対応

・関係機関との情報共有と連携により、個々の家庭環境に応じた支援を図ります。



地域ぐるみで人材育成に取り組むため、連携・協働でどのようなことができるかを話し合う教育懇談会

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
子育てをする上で気軽に相談できる人がいる割合	93.1%	95.0%	97.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
保護者が子育ての第一義的責任を有することを認識し、子どもにかかわる関係機関が連携して支援します。	あらゆる場面での連携に努め、子育てしやすい環境を整えます。

第 2 節 0 歳から 18 歳までの子ども一貫教育の推進

1 就学前教育の充実



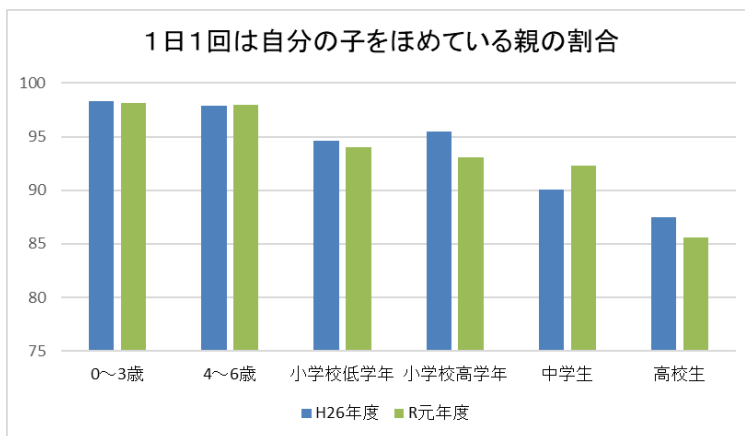
基本方針

愛着形成の重要性を家庭と共有し、より良く生きるための基礎を育てます。

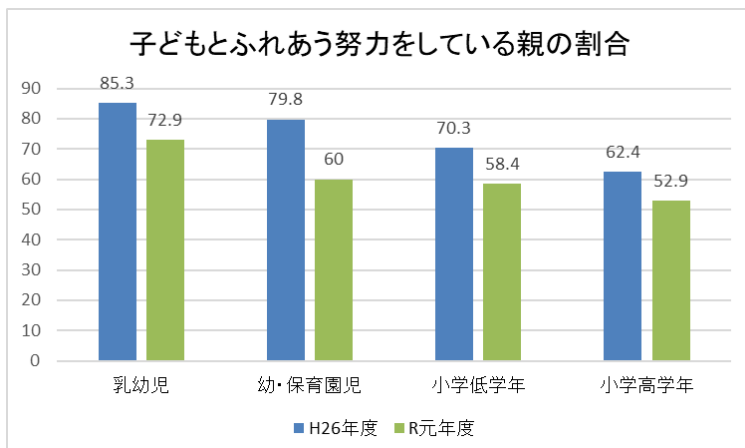
● 現状と課題

- ・子育ては、保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、保護者との信頼関係を保ち、関係機関と連携し家庭支援を行うことが重要です。
- ・子どもが基本的生活習慣を身につけるためには、家庭と幼稚園・保育園との連携が重要となるため、保護者と共通認識を持ち、発達に応じたきめ細かな支援が必要です。
- ・生活様式の変化と電子メディアが普及した影響で、家庭や地域での豊かな体験活動が十分ではなくなっています。

● トピック



子どもの年齢が上がるにつれほめている親の割合は、低下しています。



スマートフォンなど、電子メディアの急速な普及の影響もあり、全ての年代で子どもとふれあう努力をしている親の割合は低下しています。

(資料：第3次親子保健計画中間評価アンケート)

● 施策の方向

① 家庭教育の充実・強化

- ・講演会、乳幼児健康診査などを通して、子育ての土台となる親子の愛着形成、自己肯定感を育む子育てを啓発します。
- ・2か月児訪問や子育て支援センターでの積極的な声かけなどで、保護者の不安や悩みの把握に努め、解消を図ります。

② 乳幼児教室の充実

- ・愛着形成の重要性を共有し、家庭、地域と連携した教育を推進します。
- ・幼稚園・保育園での遊びを中心とした生活を通して、発達に応じたきめ細かな支援により、豊かな感性や道徳性、課題を解決する力の育成を図ります。



すくすく赤ちゃん広場でのふれあい遊びと保護者同士の情報交換

● 施策指標

指標	現状(R2)	中間目標(R6)	最終目標(R10)
1日1回は、自分の子をほめる保護者の割合(4～6歳)	98.0%(R1)	99.0%	100.0%
子どもとふれあう努力をしている親の割合(幼・保育園児)	60.0%(R1)	70.0%	80.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
<p>子育ては、保護者が第一義的責任を有することを認識し、家庭教育を行います。</p> <p>家庭、地域、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校は連携して将来の糸魚川を担う子どもを育成します。</p>	<p>安心な子育て・教育環境の整備に努め、家庭・地域との連携を図る事業を推進します。</p>



2 質の高い学校教育の推進

基本方針

家庭、幼稚園・保育園、学校、地域が連携して、自立して生きる力を身につけた子どもを育てます。

●現状と課題

- ・学力検査の結果は、小・中学生とも全国平均を上回っていますが、基礎基本の一層の定着とともに、「思考力・判断力・表現力」の育成が必要です。
- ・いじめ・不登校等の解消のため、自己肯定感、規範意識、コミュニケーション能力、人間関係づくりの能力などの社会性を育成する必要があります。
- ・ふるさとへの愛着度は、中学3年生で8割程度となっていますが、20代では低下しています。地元企業との連携を重視した中学校、高等学校での魅力ある授業づくりの一層の推進が必要です。
- ・特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあり、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を充実する必要があります。
- ・市内3高校への地元からの進学者の割合が減少傾向となっています。



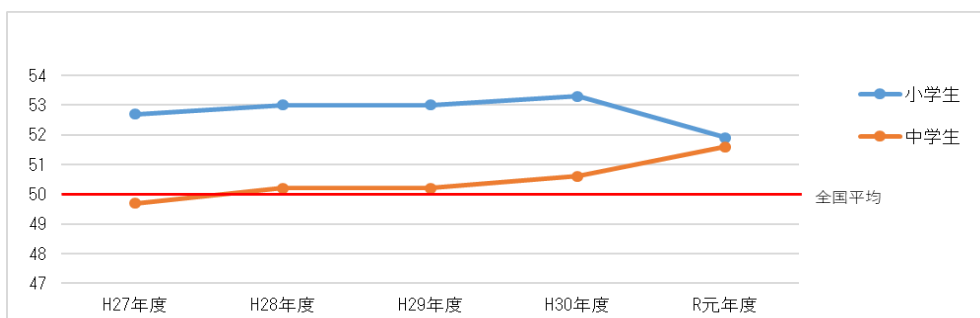
ジオパーク学習交流会



キャリアフェスティバルいといがわ

●トピック

◆標準学力検査の平均偏差値



小・中学生ともに全国平均（平均偏差値 50）を上回っています。

（資料：こども教育課）

●施策の方向

①確かな学力の育成

- ・学校と家庭が連携し、日々の授業改善や家庭学習習慣の定着によって、全国標準を常に上回る学力の定着を図ります。
- ・児童生徒の実態に応じたきめ細かな学習指導のため、人的配置等の必要な支援を実施します。

②いじめや不登校のない学校づくりの推進

- ・いじめや不登校を生まない学校風土づくりのため、児童生徒の思いやりの心と、自ら考え行動する自主性を育む活動を推進します。
- ・家庭や地域と連携して、地域全体で規範意識や自己有用感の向上、人間関係づくりの力等を育てる教育活動を推進します。

③ジオパーク学習等による郷土愛の醸成

- ・地域の歴史、文化、自然、災害などを学びながら、ジオパーク学習を中心とした体験学習の充実を図り、防災意識を高めるとともに、ふるさとへの愛着と豊かな心を育みます。
- ・自然災害や火災から自らの命を守る主体的な行動力を育成するため、家庭や地域と連携した取組を推進します。

④キャリア教育の推進

- ・児童生徒が社会人・職業人として成長するために、発達段階の特性に応じ、自分の可能性を自覚し、将来像を描いて自主的に学ぶ教育活動の更なる推進を図ります。
- ・学校と地域や地元企業等が連携し、児童生徒の社会貢献活動や職場体験などの機会の充実を図ります。

⑤一人ひとりの教育的ニーズに対応する体制の充実

- ・子どもの悩みや課題に応じた適切な指導や支援などにより、教育相談体制の充実を図ります。
- ・学校の生活や学習に困り感をもつ子どもの個別ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

⑥高校の魅力化推進

- ・多くの生徒が行きたい、保護者が通わせたいと思う高校を目指して、地域、行政が高校と連携して、地域人材育成のための支援を行います。
- ・3高校それぞれの特色を生かした、事業の推進を図ります。

●施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
標準学力検査の平均の偏差値 (小学校)	52.0	53.0	54.0
標準学力検査の平均の偏差値 (中学校)	51.0	51.5	52.0

●協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
家庭は、基本的な生活習慣の定着や規範意識の育成を担い、子どもの行動に責任をもちます。 地域は、日常の関わりや地域行事、社会教育活動を通して、子どもの社会性を育みます。 学校は、教職員の資質の向上に努め、社会に開かれた教育課程の実現と日々の授業の充実を図ります。	学校の教育の成果と課題を把握し、必要な指導と支援を行います。

第2節 0歳から18歳までの子ども一貫教育の推進



3 学校教育環境の整備

基本方針

充実した教育環境と安全性を確保するために、施設の適正管理を進めます。また、より良い教育環境を確保するために、学校の適正配置方針を検討し、計画的な改修と施設・設備の更新により、安全・安心で快適な教育環境を整えます。

●現状と課題

- ・少子化により児童生徒数の減少は進んでいます。長寿命化計画とあわせ、学校の適正規模、適正配置の方針を定める必要があります。
- ・児童生徒が安全で快適に健康的な学校生活を送られるよう、教育環境を充実させる必要があります。
- ・体育館等の防災機能の強化を進めるとともに、築年数の経過した校舎等の改修を計画的に進める必要があります。
- ・児童生徒一人1台のタブレット端末が配備されたことから、授業等での有効活用により、更なるICT教育を推進する必要があります。
- ・通学路の安全対策や防犯対策を、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して継続する必要があります。

●トピック



情報化が進む現在、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットが、仕事でも家庭でも大活躍しています。社会のあらゆる場面に欠かせないICTは、学校教育でも欠かせない存在になっています。

令和3年4月 全ての小、中学校、特別支援学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、子どもへ1台ずつタブレットを配付しました。



子どもの「学びたい!」を支える 学習用具の一つ



タブレットは、鉛筆やノート、黒板と同じように、子どもが「できるようになる、分かるようになる」ために使う学習用具の一つです。カメラ機能や通信機能等、ICTならではの機能を活用し、多くの人や情報とつながり、簡単に記録することができます。

- ※ ICT=Information and Communication Technologyの略、「情報通信技術」
- ※ GIGAスクール=ICTを学習に取り入れ「子どもの学びに寄り添う個別最適化された学習」と「様々な人とつながる協働的な学習」を実現する学校
- ※ GIGA=Global and Innovation Gateway for All の略

● 施策の方向

① 教育環境の充実と教育施設の適正管理

- ・ 学校の適正規模や適正配置の検討を進め、学校適正配置方針を策定します。
- ・ 学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設改修により、施設の適正管理に努めるとともに、時代に即応した教育環境を確保します。
- ・ ICT教育の推進を図るため、教職員に対する研修やサポート体制を整え、授業等での利用促進と、個別最適な学習、協働的な学習の推進につなげます。

② 安全・防犯対策の充実

- ・ 通学路での事故防止や防犯パトロールを継続し、地域やPTA、警察等関係機関との連携による情報共有に努め、安全対策や防犯対策を進めます。

● トピック 2

児童・生徒数、学級数の推移

令和3年5月1日現在

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
小学校	84	1,682	83	1,609	80	1,523	80	1,478	79	1,418	79	1,356
中学校	31	932	31	928	31	902	31	870	31	823	30	814
合計	115	2,614	114	2,537	111	2,425	111	2,348	110	2,241	109	2,170



新しい授業のスタイル「黒板とノートとタブレット」



タブレットを活用した観察学習

● 施策指標

指標	現状(R2)	中間目標(R6)	最終目標(R10)
校舎大規模改修の実施済み中学校数	1校/3校	1校/3校	2校/3校
学校トイレのドライ化率(トイレ室のドライ化割合)	48.1%	65.0%	70.0%
特別教室へのエアコン設置率	53.6%	66.3%	75.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
保護者や地域は、防犯パトロールなど、安全・防犯対策に協力します。	子ども・子育て会議など様々な分野の意見を取り入れ、より良い教育環境の整備を進めます。

第 3 節 生涯学習の振興

1 社会教育の振興



基本方針

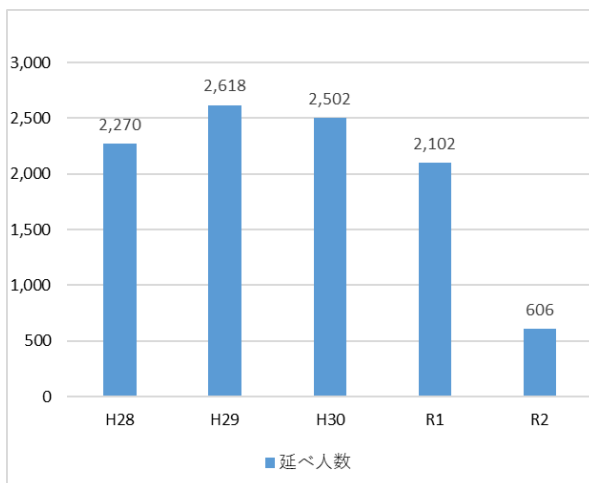
市民一人ひとりの学びの機会、またその学びを活かす機会を充実させ、豊かな人生と持続可能な社会の実現を目指します。

● 現状と課題

- ・少子高齢化社会においては、地域人材の不足が大きな課題となっています。地域の一員として、個人の能力を最大限に発揮する生涯学習社会の実現が求められています。
- ・生涯学習社会の実現のため、幼少期から高齢期まで人生各期における学びが大切です。その方法として、講座や体験学習のほか、情報化社会に対応した新たな学びの手法が求められています。
- ・生涯学習活動には、拠点となる施設が求められます。生涯学習センターや地区公民館がその役割を果たせるよう、計画的に改修する必要があります。
- ・人口減少に伴い、公民館活動と地域活動の連携強化が求められています。既存の施設を有効に活用し、公民館活動や地域活動など多目的な利用ができるよう、施設の目的や利用方法を見直す必要があります。
- ・市民図書館については、図書の蓄積により狭くなってきており、他の社会教育施設と合わせ、計画的な整備が必要になってきています。
- ・図書館の登録者数は増加傾向ですが、貸出冊数の減少傾向が続いています。インターネットやスマートフォンといった情報通信機器の普及により、情報の収集方法の多様化が加速し、図書以外の媒体への関心が高くなっています。一方で、学習室を利用したり、新聞を閲覧するなど図書館で長時間過ごす利用者もあり、市民ニーズに対応した図書館サービスの充実を図る必要があります。

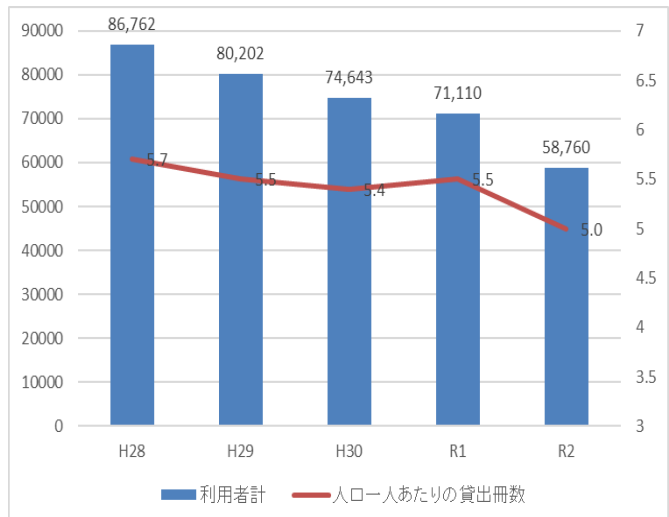
● トピック

地域学校協働活動ボランティア人数



令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しましたが、地域ぐるみで子育てを行うため、取組を拡大していく必要があります。

図書館利用状況の推移



図書館利用者数及び貸出冊数は減少傾向にあります。
(資料：生涯学習課)

● 施策の方向

① 地域と連携した社会教育の推進

・個人の学びを地域で活用する循環型の生涯学習社会の実現を図るため、地域ぐるみで子どもを育む地域学校協働活動や、地区と一体的に行う公民館活動など、幼少期から高齢期までの幅広い年代の人の地域の社会教育活動への参画の機運を高めるとともに、地域と連携した公民館の運営体制について検討します。

② 生涯学習機会の充実

・正しい生活リズムの定着を主軸に、多様化する生活スタイルに対応した家庭教育支援を充実させます。
 ・未来を担う子どもたちが、ふるさとでの豊かな将来を想像できるよう、地域の自然や魅力を生かした事業を提供し、郷土愛あふれる青少年を育成します。
 ・情報化社会に求められる学習ニーズに対応し、人と人、人と地域の継続的なつながりを作る学習機会を提供します。
 ・地域の人材を育むことを目的に、大人の学び直しを推進します。

③ 施設の適正管理と有効活用

・生涯学習センターや地区公民館などの施設の適正管理を行います。特に、地区公民館は、地域のコミュニティセンターとしての一面があることを踏まえ、機能充実を図るとともに、計画的な改修を実施します。
 ・市民の声を聞きながら、新たな図書館の在り方について検討します。

④ 図書館サービスの充実

・民間の活力やノウハウを活用し、効率的な運営や専門性の向上により、窓口サービスの充実を図ります。
 ・利用者ニーズの把握に努め、図書や視聴覚資料など資料の充実を図ります。
 ・子ども読書推進計画に基づき、読書のきっかけとなる場や本に親しむ機会を提供するための環境整備や啓発活動を行います。
 ・社会情勢の変化に対応し、新しい技術を取り入れた図書館サービスの在り方について検討を進めます。



親子での体験教室や
図書館での読み聞かせ

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
地域学校協働活動ボランティアを行う市民の割合	1.6%	3.0%	5.0%
市民一人あたりの貸出冊数	5.0 冊	5.3 冊	5.5 冊
図書館利用者数	58,760 人	63,000 人	85,000 人

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、学ぶ意欲を持ち、様々な学習機会に参加するとともに、地域の一員として、個人の能力を發揮し、地域活動へ還元します。	地域での社会教育活動を支援し、地域行事の活性化を図ります。 市民の自主的な生涯学習活動を支援します。

第3節 生涯学習の振興

2 スポーツの振興



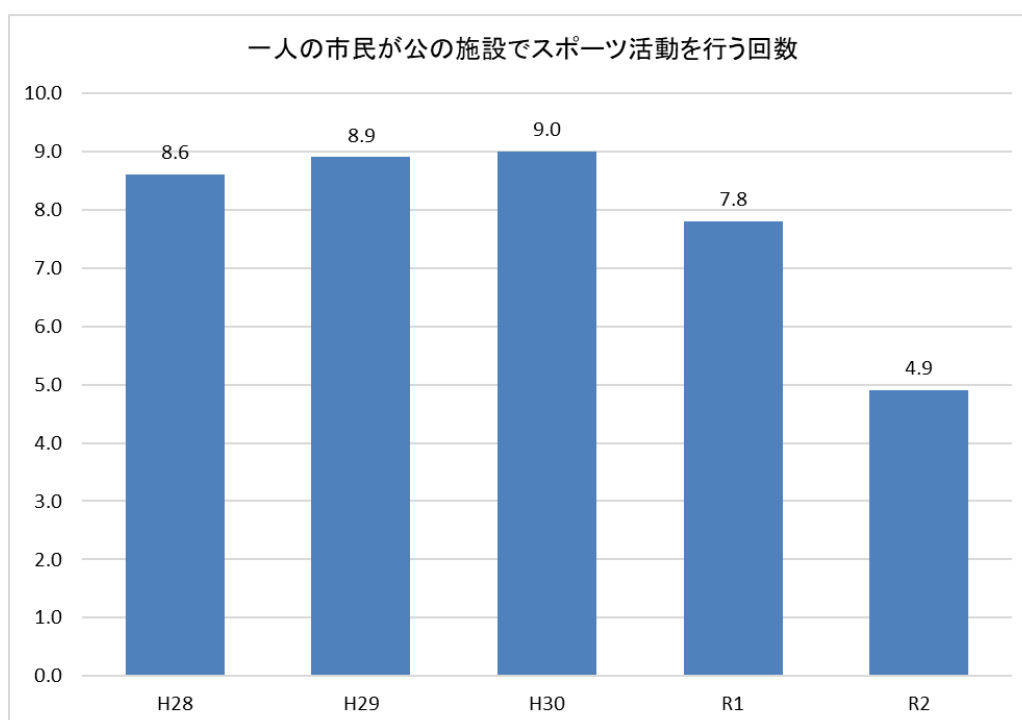
基本方針

夢と感動を与えることができるスポーツを通じ、健康づくりや生きがいづくりの市民意識の高揚を図るとともに、スポーツの魅力向上を目指します。

●現状と課題

- ・様々な世代の健康づくりや生きがいづくりのため、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツや軽運動を普及する必要があります。
- ・競技力向上のために必要な指導者が不足していることから、スポーツ協会と連携し、研修会や講習会を充実させ、指導方法を学ぶ機会の提供を支援していく必要があります。
- ・体育施設の老朽化が進んでいることから、計画的に整備を進める必要があります。

●トピック



スポーツ施設全体の年間利用者数は、人口減少や少子高齢化等による影響もあることから、減少傾向にあります。一人当たりの回数は横ばいで推移しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用回数は、令和2年度に大きく減少しています。

(資料：生涯学習課)

● 施策の方向

① スポーツを通じた健康づくりの推進

- ・ 軽スポーツ等に親しめる機会を提供し、健康寿命の延伸と仲間づくりを進めます。
- ・ 「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽にスポーツに親しみ、人との交流を促進するスポーツクラブ等の活動を支援します。

② 競技スポーツの振興

- ・ スポーツ協会等への支援を行い、様々なジャンルのスポーツで質の高い指導が可能となるよう、各種競技団体とも協働して講習会や研修会を行うとともに、他市のスポーツ協会とも連携して、競技力の向上を目指します。
- ・ プロスポーツ選手の実技観戦や指導者講習の実施により、実際に見て体感する機会を提供し、選手の育成や競技力の向上に向けた取組を進めます。

③ 施設の適正管理と環境整備

- ・ 使用状況等を勘案し、効果的な整備・管理に努めます。



軽スポーツ等を楽しむ市民

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
一人の市民が公の施設でスポーツ活動を行う回数	4.9回	6.8回	9.9回

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、あらゆる機会を通してスポーツに親しみ、関心を高めるよう努めます。 スポーツを通じて市民の交流を広げるとともに、健康づくりに関心を持ちスポーツ活動に参加します。	市民の自主的なスポーツ活動を支援します。 体育施設が有効活用されるよう、スポーツ協会等各種団体と連携し、スポーツ振興を推進します。

第2章 郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり

第4節 文化の振興

1 芸術文化の振興



基本方針

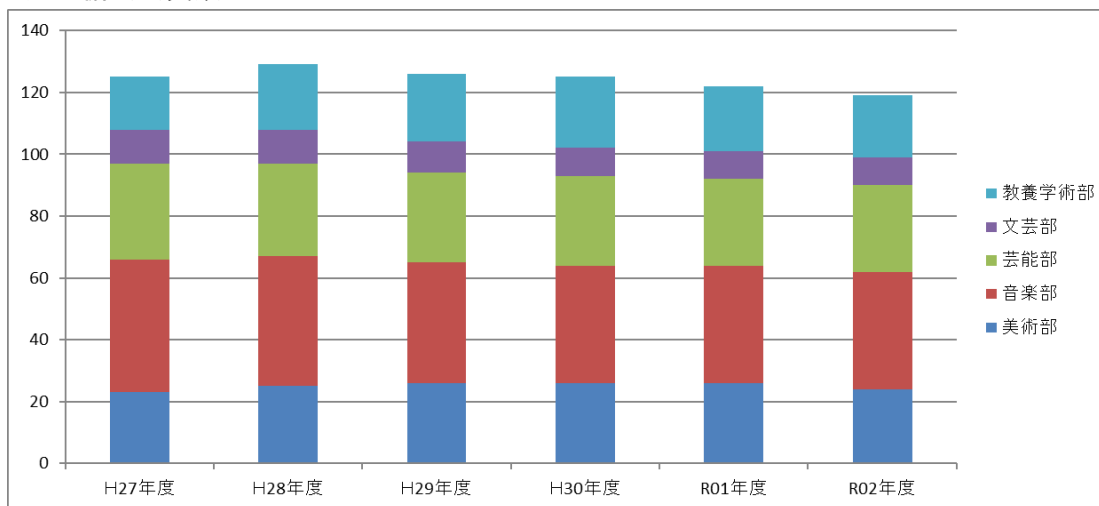
市民の心の豊かさを育むため、芸術文化の振興を図ります。

●現状と課題

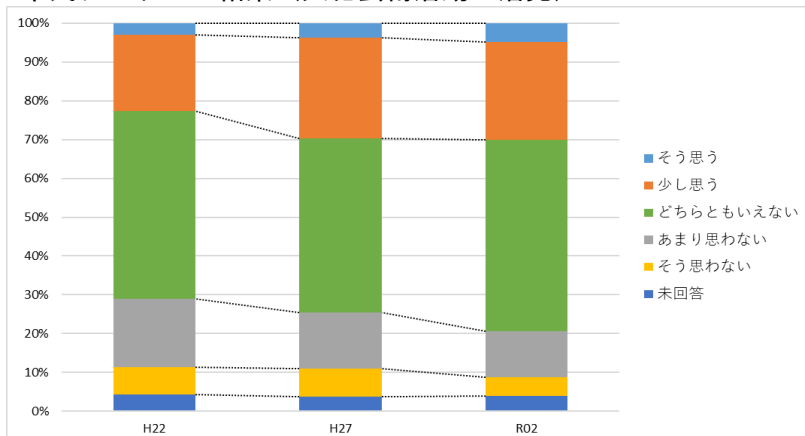
- ・文化協会をはじめ、各種文化サークル、団体の活動が活発に行われていますが、活動するメンバーの高齢化が進み、活動の継続が困難になっている団体が増加しています。
- ・芸術文化に対する関心が多様化しており、事業招致による集客型での鑑賞機会の提供では市民のニーズに応えられず、時代に合わせた新たな事業展開が必要です。
- ・リニューアルオープンした市民会館以外の施設は老朽化が顕著であり、施設の管理や改修について早急な検討と方向性の具現化が必要です。

●トピック

文化協会会員数



市民アンケート結果（文化芸術活動が活発）



文化協会会員数は平成28年以降微減に転じています。「糸魚川市は文化活動が盛ん」と思う人の割合がそう思わない人の割合を上回っています。

(資料：企画定住課、文化振興課)

● 施策の方向

① 市民の芸術文化活動への支援

- ・市民の主体的な芸術文化活動を支援し、若い年齢層を含む多様な世代間の交流を図ります。
- ・学校や市民団体などと連携し、郷土にゆかりのある文化人の顕彰などにより、文化の振興と郷土愛の醸成を図ります。

② 優れた芸術文化の鑑賞機会の提供

- ・心豊かな市民生活のため、音楽コンサートや演劇、美術展など優れた芸術文化に触れる機会を提供します。
- ・学校をはじめ、市民団体や地域等と連携しながら、若い世代が文化に親しむ機会を設けます。
- ・集客型事業のほか、メディアの活用やアウトリーチ※¹など、多様な手法で鑑賞機会を提供します。

③ 文化施設の有効活用

- ・市民会館などの文化施設については、引き続き多くの方から様々な文化活動に利用されるように努めます。
- ・文化施設の利便性や効率性を考慮しながら、計画的に改修整備します。



市美術展覧会での解説会



ささゆり茶会

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
年間市民一人当たりの文化事業参加回数※ ²	0.2 回	1.0 回	1.5 回
年間市民一人当たりの文化施設利用回数※ ³	0.6 回	1.5 回	2.2 回

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、サークルや教室などへの参加や、コンサートや美術展鑑賞などにより、積極的な文化活動を行うよう努めます。	市民団体などの文化活動を支援し、文化振興に取り組めます。

※1 アウトリーチ：文化ホールでの公演などの集客型事業に対し、学校や地域施設などの外部施設にプロのアーティストなどを派遣する事業をいう

※2 美術展や文化ホール事業等、市が関連する文化事業の参加者数/人口

※3 糸魚川市民会館・青海総合文化会館・ビーチホールまがたま・能生マリンホール利用者数/人口

第2章 郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり

第4節 文化の振興

2 歴史・文化の継承と活用



基本方針

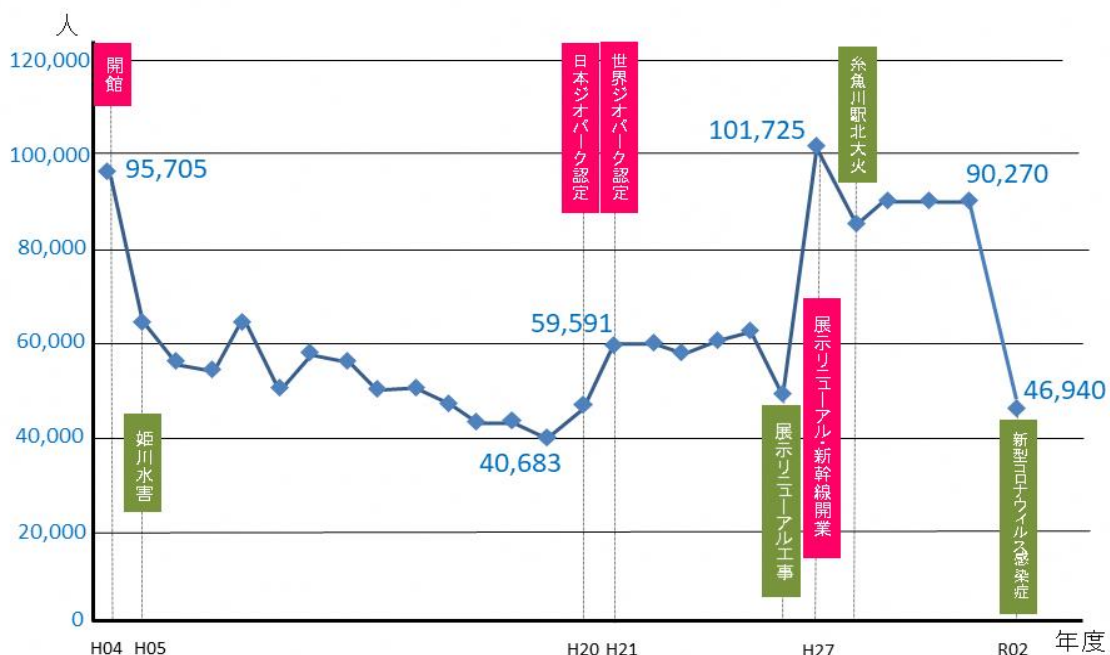
ふるさと糸魚川に誇りを持ち愛する心を育むため、文化財や伝統文化の保存と活用を図ります。

●現状と課題

- ・指定文化財をはじめ、この地域特有の自然・文化資源が数多くあり、確実に次世代に伝えるため、適切な保存と活用が求められます。
- ・少子高齢化が一層加速し、伝統芸能・風俗・慣習などの維持が困難な地域が多く、その継承と保存が一層深刻化しています。
- ・多くの文化財で、所有者、管理者の高齢化、不在化が進んでおり、管理・保存が困難な状況であるため、それらを適切に保存・管理・活用する環境を整える必要があります。
- ・フォッサマグナミュージアムや長者ヶ原考古館は、ジオパークの拠点施設であり、引き続き、展示など施設や機能（研究・教育・展示・収蔵）の充実が必要です。
- ・フォッサマグナパークや硬玉産地は、糸魚川のかげがえのない資源であり、引き続き、適切な保護と公開、活用が求められます。

●トピック

◆フォッサマグナミュージアムの入館者



(資料：フォッサマグナミュージアム)

● 施策の方向

①文化財の保存と活用

・市民、事業所、行政がそれぞれの役割を担い、協働により文化財を守り、活用し、伝える体制を築くとともに、歴史・文化による魅力ある地域づくりを行うため、糸魚川市の文化財の総合的指針となる文化財保存活用地域計画を策定します。

②伝統文化の継承と活用

・伝統文化を次世代に継承できるよう、講座等学習の場の提供、映像記録の収集と活用を行うとともに、地域及び同様の文化財継承団体との連携、協力体制の構築を図り、伝承・保存活動を支援します。

③文化財の適正収蔵と公開の強化

・文化財を適正に保存・活用するため、展示や管理運営方法を見直し、既存施設の有効活用等による施設整備を図るとともに、計画的な企画展、特別展、巡回展の開催などによる指定文化財の積極的な公開と解説の機会増を図ります。

④博物館施設の充実と活動の推進

・フォッサマグナミュージアムや長者ヶ原考古館において、糸魚川の貴重な自然・文化資源や資料を研究・収蔵し、その成果を展示・教育活動を通じてわかりやすく発信します。
・フォッサマグナパークの断層露頭の保全と枕状溶岩の野外展示の改良を行い、周辺の自然・文化資源との回遊性を考慮した保全と整備を進めます。



長者ヶ原遺跡の復元住居



土器・勾玉づくり教室

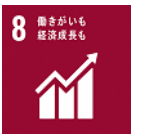
● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
博物館・資料館入館者数	55,501 人	70,000 人	100,000 人

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民・地域は、当地特有の自然・文化資源に誇りを持ち、理解を深め、それら資源の保存・継承・活用に努めます。 事業者は、地域との連携及び文化財所有者・管理者の支援を図り、文化財の保存・活用に努めます。	当地特有の自然・文化資源について、次世代に引き継ぐよう努め、保全・活用を図ります。

第 1 節 雇用環境の整備と就業支援の強化



1 雇用環境の整備と就業支援の強化

基本方針

若者、女性、高齢者など就労を希望する誰もが働く機会を得られるよう、企業における雇用環境の整備を促すとともに、関係機関と連携し、人材育成、就業支援に努めます。

● 現状と課題

- ・本市の有効求人倍率は、高い状況が続いており、企業における人材不足が加速しています。
- ・若者や女性が希望する職種の不足を始め、求人と求職のミスマッチが続いています。
- ・市内企業の魅力や事業活動が市民等によく知られていないことから、見える化を図り、積極的に周知する必要があります。
- ・求職者や在職者の新分野進出、女性の職域の拡大を支援するため、職業能力の開発を進める必要があります。
- ・市民のワーク・ライフ・バランスを推進し、労使双方でこの取組を進めることが必要です。
- ・雇用情勢（コロナ禍等）に対応した雇用対策や、高齢者、就職氷河期世代、就労に悩む若者への雇用対策など、幅広い就業支援の強化が求められています。



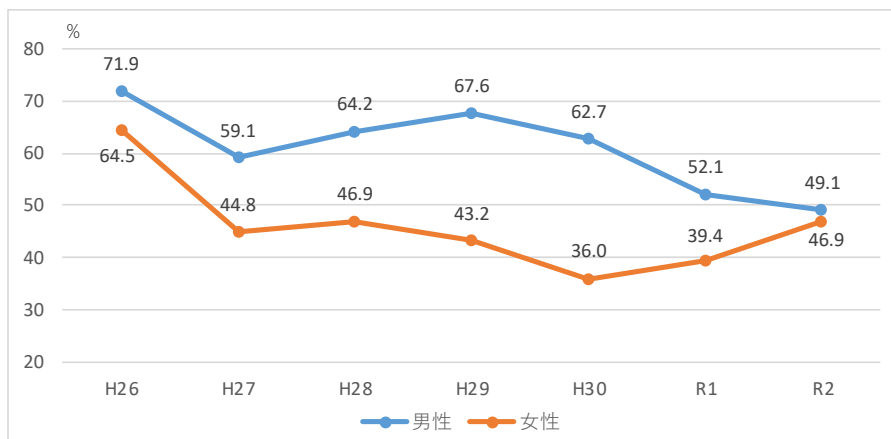
インターンシップ受入事業



高校生求人説明会

● トピック

◆ 新規学校卒業者（高等学校）の就職者のうち市内就職率



新規学校卒業者（高等学校）の就職者のうち、市内就職者は減少傾向にあります。特に女性の市内就職率が低くなっています。

（資料：商工観光課）

● 施策の方向

① 若者・女性に選ばれる雇用環境づくり

- ・企業説明会等の場を設営し、市内企業の魅力や技術を見える化します。
- ・IT関連企業など、新たな分野の企業進出を促し、就職の選択肢拡大に努めます。
- ・時間や場所にとらわれない多様な働き方を検証し、企業等への普及を図ります。
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進し、育児・介護休暇等の普及、短時間勤務制度の構築などの働きかけを行います。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、職場における女性の活躍を促進します。

② 地元就職、U I ターン就職の促進

- ・高校生の地元企業への理解を深めるため、企業見学バスの運行や求人説明会を開催するとともに、学校のカリキュラムに地元企業が協力します。
- ・U I ターン就職を促進するため、市外の学生に向けて企業説明会等の情報発信を行います。
- ・大学等と連携を図り、インターンシップの受入れを行います。
- ・生徒だけでなく、保護者及び教員等学校関係者並びに地元企業と連携して、就職を希望する生徒の地元定着を促進します。
- ・就職資金や奨学金の返済など、新規就職者の経済的負担を軽減する施策の充実により、U I ターンや地元就職を促進します。

③ 誰もが活躍できる働きやすい環境の整備

- ・市内企業の人材ニーズを把握して、必要な人材を確保・育成するため、糸魚川高等職業訓練校や新潟県立上越テクノスクールと連携して、教育・訓練の充実を図ります。
- ・従業者の国家資格や特殊運転免許等の取得について支援を行います。
- ・未就労者の就労支援のため、国、県、関係機関が行う就労研修や技能訓練等について、情報提供の充実を図ります。
- ・労働団体が行う相談活動をはじめ、労働環境の改善や向上のための活動に対する支援を行い、勤労者福祉の増進を図ります。
- ・就業を希望する高年齢者の雇用を拡大するため、定年制の延長や再雇用制度の普及など、働く場づくりを促進します。
- ・上越地域若者サポートステーションと連携し、就職氷河期世代や就労に悩む若者に対する就労支援を行います。

● 施策指標

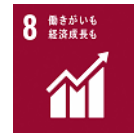
指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
新規学校卒業生（高等学校）のうち就職希望者の管内就職率	48.2%	52.0%	55.0%
女性就業率	45.2% (H27)	48.5%	50.5%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
ハローワーク、県雇用環境整備財団、商工団体、企業（雇用促進協議会）が連携し、地元就職やU I ターン就職の促進に向け、情報発信を行うとともにマッチングを図ります。 ハローワーク、職業訓練校、商工団体が連携し、社会情勢や市内企業のニーズ等に対応した、職業能力開発に努めます。 行政、ハローワーク、商工団体、企業（雇用促進協議会）、労働団体等が連携し、雇用環境の改善に向けて取り組みます。	働きやすい職場環境を整備する企業をPRします。 テレワークオフィスにおいて柔軟な働き方を実践します。 地元就職に必要な就職資金の貸付けと利子補給を行います。 市内企業勤務者等のスキルアップや事業所の人材育成に対して、資格試験受験料補助金等により支援します。

第 2 節 活力ある産業の振興

1 商工業の振興



基本方針

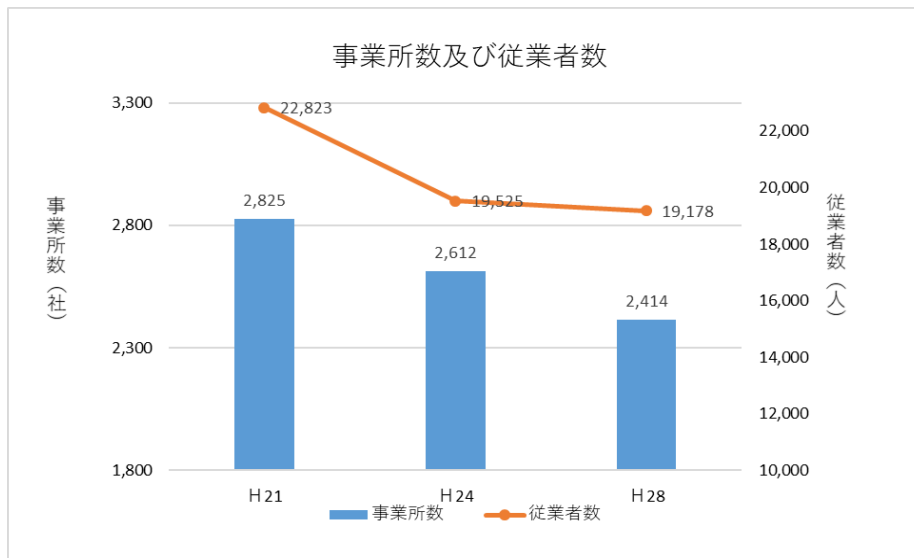
企業の活性化と競争力の強化を図り、地域特性を活かした産業の発展を目指します。

●現状と課題

- ・本市の鉱工業は、事業所数は減少傾向、製造品出荷額は横ばい状態が続いており、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による世界経済のマイナスの影響が懸念されています。
- ・中小製造業においては、関連企業を含めて従業員数も多く、地域の産業と雇用を守っていますが、大手企業の系列企業が多く、大手の動向に経営が左右されやすい状況です。また、建設業においては、社会基盤の整備だけではなく、災害や除雪対応などの地域の安全・安心を担う役割が求められる中、就業者の高齢化や人材不足が課題となっています。いずれも、本市の基幹産業であり、経営の安定化や将来を担う人材の確保・育成、デジタル化による生産性の向上等が求められています。
- ・これらに対応するため、融資や補助金等支援制度の充実、設備投資に対する奨励措置、関係機関と連携したアドバイス等の支援を行うとともに、本社機能の移転等をはじめとする企業誘致にも引き続き取り組む必要があります。
- ・本市の商業は、郊外の大型店及び近隣都市への消費者の流出、中心市街地の人口減少及びネット販売の利用増などにより、既存商店では売上げはもとより、商店数や従業者数の減少が著しい状況となっています。
- ・商店街においても、人通りが大きく減少し、空き店舗が増えていますが、賑わいづくりの創出に向けた動きも見られ、今後とも、個性的、魅力的な店づくりとともに、各種団体が連携した地元消費を促す取組が必要となっています。

●トピック

市内事業所数と従業員数の推移



事業所数、従業者数ともに減少傾向にあります。

(資料：経済センサス)

● 施策の方向

① 企業の持続的な発展の支援

- ・企業の活性化と競争力の強化を図るため、糸魚川産業創造プラットフォームを通じて企業間連携や官民連携の強化を図るとともに、関係機関の連携のもと、相談・支援のワンストップサービス^{※1}の機能強化に努めます。
- ・道路や港湾等の基盤整備により、ストック効果^{※2}を高めるなど、経済活動が行いやすい環境整備を推進します。
- ・新製品の開発、新業種への進出や業態転換、海外への進出など、企業の経営革新を支援するため、産官学金労言^{※3}による連携を促進し、国・県、大学、関係機関等との連携強化に努めるほか、リーダー養成の支援を行います。
- ・企業経営の安定のため、国の制度の周知と状況に応じた制度融資の充実を行うほか、企業が抱える問題等の解決のため、商工団体や専門機関との連携を強化します。

② 企業の拠点誘致

- ・新たな雇用の場の確保と産業活動の活発化を図るため、市内3か所の産業団地等への企業誘致活動を展開するほか、本社機能等の移転調査、姫川港の機能を活かしたりサイクル企業の誘致など、新たな産業分野に対応した誘致活動を推進します。
- ・首都圏等から新しい人の流れを創出するため、サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等のテレワーク環境を整備し、関係人口と市内企業等の交流を通じた利活用を促進します。

③ 商業の活性化

- ・商店街等への誘客を促進するため、商店街が共同で行うイベントや施設整備、賑わい創出のための取組を支援します。
- ・中心市街地以外にも、市内には魅力的な小売店や飲食店が立地していることから、情報発信することにより市内全体の商業の活性化を図ります。

④ 事業承継の支援

- ・事業者等の後継者対策や廃業防止のため、商工団体と連携するほか、国等の支援制度を活用して、事業再編や事業統廃合等を含めた円滑な事業承継を支援します。

⑤ 地元消費の推進

- ・地域経済の好循環を創出するため、関係団体連携のもと、地元製品の販路拡大や地産地消を促進するほか、移動販売事業への支援など、地域内消費を促す取組を行います。

● 施策指標

(単位：万円)

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
従業員1人当たり製造品出荷額等	3,444 (H30)	3,600	3,600

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
行政と商工団体及び金融機関が連携し、企業の経営安定化や中心市街地の活性化に向けた支援を行うとともに、市民と一体となり、地元消費活動を促進します。 企業は、行政や商工団体と連携し、地域資源の積極的な活用と競争力の強化に努めます。	企業の新規拠点誘致、設備投資、雇用拡大等の事業拡大・拡充を支援します。 企業の運転資金、設備資金の供給を支援します。 中小企業や小規模事業者が相談しやすい環境を構築するため、商工会議所や商工会の支援を行います。

※1 ワンストップサービス：一度の手続き、必要とする関連作業を全て完了させられるように設計されたサービス。

※2 ストック効果：物流等の効率化、民間投資の誘発や観光交流、人口・雇用などを増加させ、長期にわたり経済を成長させる効果をいう。

※3 産官学金労言：産業界、市町村や国などの行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びマスコミ等のメディアをいう。

第 2 節 活力ある産業の振興

2 新たな産業の創出



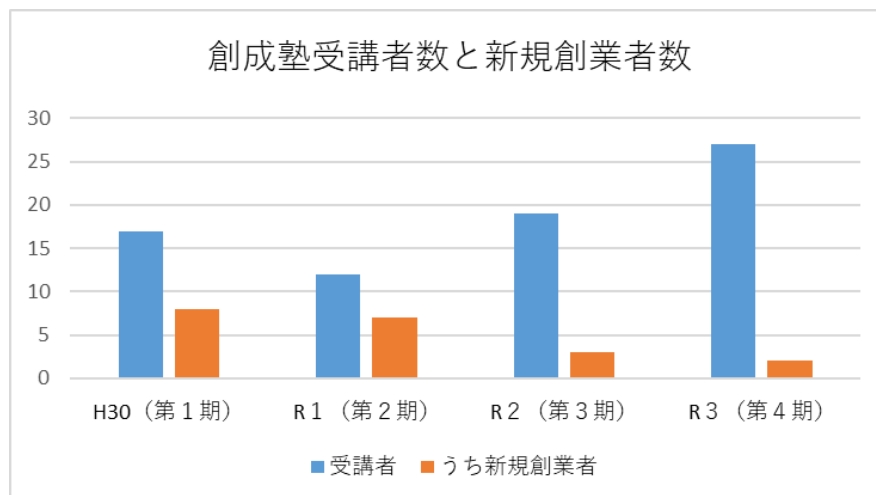
基本方針

糸魚川ならではの地域資源や取組を活かすとともに、創業等を促し、新たな産業の創出を目指します。

● 現状と課題

- ・本市は、食をはじめとして恵まれた地域資源と文化を有し、古くから近隣との取引が盛んで、近年は首都圏との取引も見られていますが、より付加価値を付け差別化して売り出すなど、さらに稼げる産業への転換が必要です。
- ・農林漁業は、総じて経営規模が小さく、コスト高な経営形態になっており、また、少量多品目のため、市場への流通や加工・大口業務用事業者との取引が難しく、所得の向上が課題となっています。
- ・本市における民間活力を強化するためには、起業・創業、事業承継を増やし、新たな雇用を生み出すことにより、産業の新陳代謝を進めていくことが必要です。

● トピック



糸魚川創成塾は創業を希望する多くの方からご参加いただいています。

(資料：商工観光課)

●施策の方向

①地元産品ブランド戦略の推進

- ・農業・林業・漁業の高品質化・高付加価値化による販路拡大や所得の向上を進め、生産力を高める取組を推進します。
- ・市内事業者間のネットワークにより、情報発信や新商品開発の取組を進めます。

②6次産業化の推進

- ・農林水産物の付加価値を高めるため、生産、加工、販売の一体的な取組による所得向上など、経営の安定化に向けて推進します。

③起業・創業の支援

- ・商工団体、金融機関等で構成する創業支援ネットワークでは、起業・創業を目指す方に、経営ノウハウの習得、経営指導、融資、マッチングなど、段階に応じたトータルの支援を行い、起業・創業、事業承継、新分野進出等を促進します。



創成塾修了者

●施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
年間創業支援対象者数	47 人	60 人	60 人

●協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
<p>糸魚川創業支援ネットワーク（行政、商工団体、金融機関）では、創業希望者に対して、窓口相談、創業セミナー、創業融資等の支援を行います。</p> <p>民間事業者や商工団体等と行政が連携し、新規市場開拓や地元産品PRなど、販路拡大を行うほか、地元産品ブランドの創出に向けた取組を進めます。</p>	<p>地元産品の販路拡大に取り組む事業者を支援します。</p> <p>市内での新規創業者に対して、創業資金の支援を行います。</p> <p>6次産業化に取り組む生産者や団体等に対し、関係機関と連携し、情報提供や専門家の派遣などの支援を行います。</p>

第 2 節 活力ある産業の振興

3 拠点性向上に向けた交通ネットワークの整備



基本方針

地域の物流拠点として、姫川港の施設整備や機能拡充を促進します。また、市民生活と経済活動の大動脈である広域幹線道路網及び北陸新幹線の整備を促進します。

●現状と課題

・姫川港は、昭和 48 年（1973 年）の開港以来、重点投資流通港湾、リサイクルポート※¹（総合静脈物流拠点港）の指定を受け、物流の拠点として地域産業の発展に大きく貢献しています。

・港の利用を円滑にするため、-11m 岸壁の整備及び東ふ頭地区に小型船だまりの整備が進められています。

・今後も、より一層の利用拡大を図り、港湾施設の整備や荷役作業の効率化や安全を確保するため、港内静穏度対策の早期完成が望まれています。

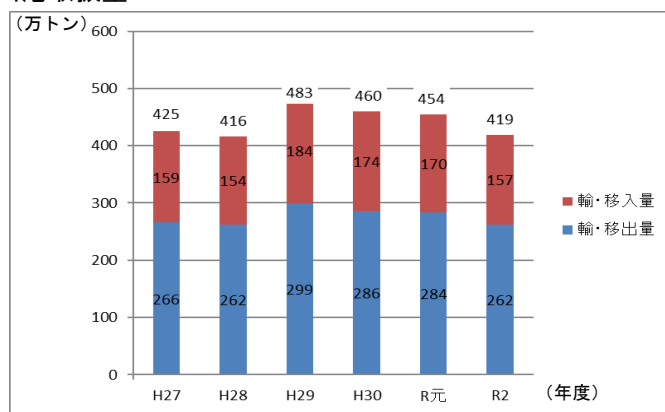
・国道 148 号は、新潟県と長野県を結ぶ広域的なネットワークを構築する幹線道路ですが、地形的な条件により現道の抜本的な改良が困難な状況です。この解決策として、松本糸魚川連絡道路の整備が強く求められており、全区間の事業化に向けた取組を進める必要があります。

・国道 8 号は、東西日本を結ぶ物流の大動脈としての大きな役割を担っていますが、親不知地区では、事前通行規制区間の存在や線形不良、上空制限等による特殊車両の通行制限により物流への支障など、多くの課題を有しています。また、糸魚川東バイパスの一部（梶屋敷～押上間）が供用されましたが、間脇～梶屋敷間は未だ迂回路もなく、越波や交通事故等により長時間にわたり全面通行止めが発生する等、物流や地域経済に多大な影響を与えており、親不知道路や糸魚川東バイパスの早期の全線完成が求められています。

・北陸新幹線は、東京・大阪間を結ぶ路線として、平成 9 年（1997 年）に高崎・長野間が開業し、平成 27 年（2015 年）3 月に長野・金沢間が開業しました。令和 5 年度（2023 年度）末までに金沢・敦賀間が開業予定ですが、北陸新幹線の役割と効果を十分発揮するためには、敦賀・大阪間を早期に整備し、フル規格による全線整備が 1 日でも早く実現されるよう求められています。

●トピック

姫川港取扱量



姫川港の年間取扱貨物量は、近年、400 万トンを超えているものの横ばいの状況です。主な取扱品目は、輸出・移出ではセメントであり、輸入・移入では、セメント製造等に伴う原料となっています。

（資料：姫川港港湾統計資料）

※ 1 リサイクルポート：地域内で循環利用できない廃棄物や副産物等を広域的に流動させることにより、日本全国での利用を進めるための静脈物流拠点港湾であり、同時に環境負荷の小さい海上輸送等への転換を目指すもの。

● 施策の方向

① 港湾施設の整備

- ・物流拡大による地域の産業振興とともに、資源循環型社会の構築に貢献するため、港湾計画に基づき、船舶の大型化など、物流の効率化に対応できる港湾施設の整備を促進します。
- ・循環資源を効率的に取り扱うため、リサイクルポートとしての機能の拡充を図るとともに、船舶輸送や荷役作業の効率化と安全の確保に向け、港内の静穏度確保のための整備を促進します。
- ・港湾施設の有効活用を図るため、港湾利用者と連携の上、ふ頭用地の利用計画を作成し、港の利用拡大を図ります。

② 地域高規格道路等の整備

- ・松本糸魚川連絡道路の整備については、早期の調査完了とルート案の決定、全区間の事業化に向けた取組を促進します。
- ・国道8号親不知道路及び糸魚川東バイパスの整備促進に向けた取組を強化します。

③ 新幹線の活用と整備

- ・ビジネスや観光利用等による交流人口の拡大を通じて、地域経済への波及効果が十分得られるよう、早期全線整備の実現に向け、関係諸団体等と連携して関係各所に対する要望活動を継続します。



松本糸魚川連絡道路ルート帯イメージ



完成した西ふ頭3号岸壁での災害廃棄物の荷揚げ

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
姫川港取扱貨物量 (輸移出と輸移入の合計)	420 万トン	450 万トン	510 万トン

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
<p>港湾利用者は、関係機関との連携により、姫川港の整備促進と利用拡大に努めます。</p> <p>市民や事業者は、道路建設や新幹線整備促進活動に積極的に参加し、市民全体の機運醸成に努めます。</p>	<p>港湾利用者等と連携し、姫川港の整備促進と利用拡大に向けて取り組みます。</p> <p>地元地区や利用団体、経済界等の各種団体と協働して、関係機関へ要望活動を行うとともに、積極的な情報発信と周知啓発により、事業の促進に取り組みます。</p>

第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり

第3節 農林水産業の振興

1 農業の振興



基本方針

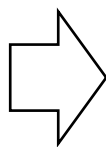
担い手の確保・育成と消費者等との交流・連携の促進、生産基盤整備等による、農業振興と農山村の活性化を図ります。

●現状と課題

- ・本市の農業は、経営規模が小さく稲作を中心とした、兼業農家が大半を占めています。農業従事者の減少や高齢化の進行により耕作放棄地の増加に加え、農業用施設等の適正な維持管理に支障がでており、農業・農村の持つ多面的機能が低下しています。
- ・農業生産活動を維持、継続するためには、担い手の確保及び育成に対する支援や地域における営農体制の構築が必要です。
- ・有害鳥獣による農作物被害は、農家の営農意欲にも深刻な影響を及ぼしており、有害鳥獣の駆除や電気柵の設置等に対する支援の継続が必要です。

●トピック

ほ場整備による作業効率の向上に向けた取り組み 県営農地環境整備事業「大和川地区」



ほ場整備事業一覧表

(単位：ha)

事業名	地区名	開始年	完了予定	受益面積	備考
県営農地環境整備	大和川	H28	R4	18.2	実施中
県営農地環境整備（中山間）	赤 沢	H30	R5	10.7	
県営経営体育成基盤整備	東 海	R1	R6	22.9	
県営経営体育成基盤整備	あわら	R2	R7	33.4	
県営農地環境整備（中山間）	向 田	R2	R7	4.6	
県営経営体育成基盤整備	川島・坂井	R3	R8	10.9	
県営中山間地域農業農村総合整備	谷根・出	R3	R8	5.8	
団体営農地耕作条件改善	大 野	R3	R6	4.0	
県営中山間地域農業農村総合整備	大 洞	R4	R9	10.7	計画中
県営経営体育成基盤整備	田中・中条	R5	R10	30.0	
県営中山間地域農業農村総合整備	湯川内第2	R5	R10	19.0	
合計				170.2	

(資料：農林水産課)

● 施策の方向

① 担い手の育成と経営の安定化

- ・ 将来に向けて農業の生産活動を維持していくためには、担い手の確保、育成に対する支援が必要なことから、新規就農及び経営継承・発展の取組を支援します。
- ・ 担い手の確保に向けて、首都圏などで開催される就農イベントに出展し、就農者の確保を図ります。
- ・ 地域の担い手に対する農地集積を進めるとともに、ドローンなどのスマート農業導入による農作業の効率化を推進します。
- ・ 関係団体等と連携し、有害鳥獣被害の防止対策と捕獲を一体的に実施することにより、有害鳥獣による農作物被害を低減させ、担い手が生産に専念できる環境を整備します。
- ・ ほ場整備を契機とした園芸などの高収益作物の導入を推進し、経営の複合化による収益性の高い安定的な農業経営の実現と農業・農村の持続的な発展を図ります。また、共同で農業用施設の維持管理を行うなど、地域全体で担い手を支える体制づくりを支援します。

② 棚田地域の振興

- ・ 棚田の有する自然や文化などの豊かな地域資源を保全する活動や景観を活用した交流活動により、地域コミュニティの強化を促進します。

③ 農業基盤整備の促進

- ・ 農業生産性の向上、農産物流通の効率化、農村地域の環境保全を図るため、ほ場整備や農業用施設の整備を促進します。

④ 農業・農村の持つ多面的機能の発揮

- ・ 洪水や土砂崩れの防止、自然環境保全や美しい風景など、農業・農村の持つ多面的機能が十分に発揮されるよう、日本型直接支払制度により地域の共同の取組を支援します。

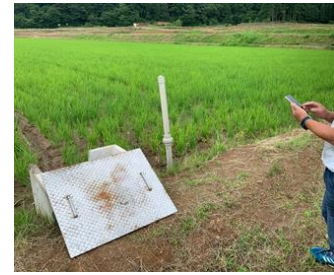
リモコン式自動草刈り機の活用



ドローンによる農薬散布



スマートフォンによる水管理



● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
中心経営体数 ^{※1}	284 人	290 人	290 人
農業算出額 ^{※2}	187 千万円	192 千万円	200 千万円
ほ場整備率	70.4%	74.9%	78.5%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
農業者は、地域での共同作業により、地域資源や農村環境の保全活動、農業用施設の長寿化に努めます。	地域の主体的な保全活動を支援するとともに、農業の将来像についての自主的な話し合いを促進します。

※1 中心経営体：「人・農地プラン」に位置付けられている、今後地域の中心的な担い手となる農業者（経営体）

※2 農業算出額：農業生産活動による最終生産物の総産出額

第 3 節 農林水産業の振興

2 林業の振興



基本方針

豊富な森林資源を活用し、地場産材の利用拡大や地域内の経済循環を推進します。

●現状と課題

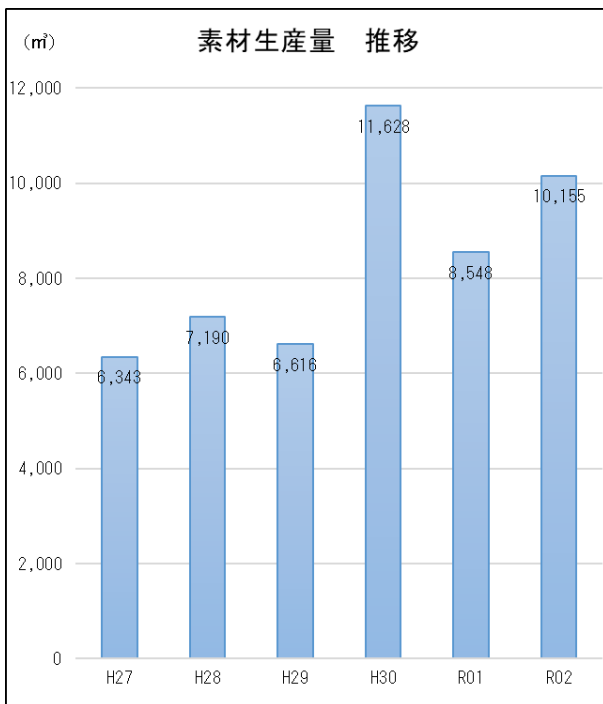
・市域の 87%を占める森林のうち約 9,000ha の人工林があり、その 7割が伐期齢を迎えています。急峻な地形や積雪期間が長いことにより、生育状況が良好でない団地が多く、効率的な森林施業が難しい状況にあり、森林の集約化や路網整備、機械化による施業コスト削減が課題となっています。

・森林施業の担い手の減少や高齢化、所有者の森林離れなどにより適正に管理されていない森林が増加しています。森林経営計画や森林経営管理制度を推進し、森林環境の保全による多面的機能を維持する必要があります。

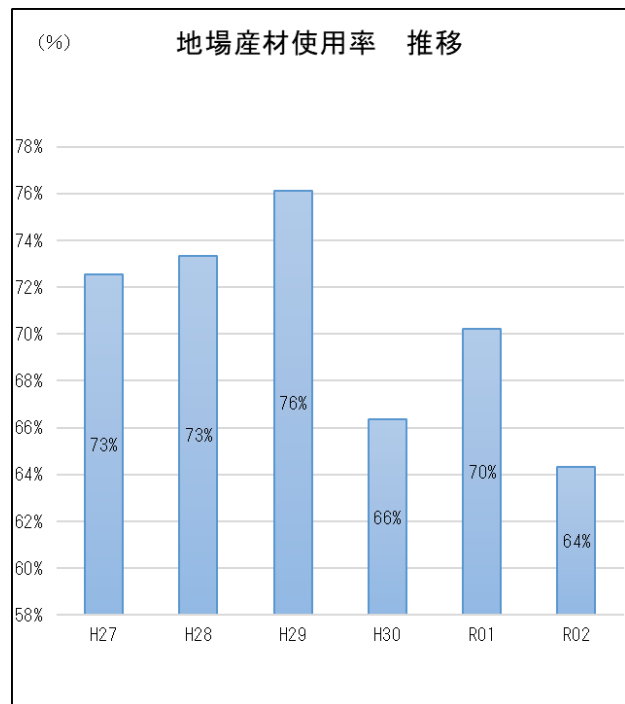
・安価な輸入材や地域外の国産材の流通、大手ハウスメーカー等のシェア拡大により、地場産材の利用が伸び悩んでいます。地場産材の特徴を活かした付加価値の創造が求められています。

・市内の林業認定事業体は 2 団体のみであり、製材業者も高齢化等により減少していることから、地場産材の需要促進と安定的な木材供給を図る必要があります。

●トピック



(資料：ぬながわ森林組合)



(資料：ふるさとの木の家づくり事業（駅北大火分除く）、公共建築物木材使用状況調査票）

施業の集約化、高性能林業機械の導入等による効率化が進み、生産量は順調に伸びており、引き続き地場産材の利用促進に努めます。

なお、平成 30 年度は、駅北大火復興需要等で大きく伸びています。

● 施策の方向

① 担い手の育成と効率的な森林施業の推進

- ・ 森林教育や林業学習を推進し、広く市民の関心と理解を高めるとともに、就業研修者への支援や他産業からの林業参入を促進し、林業就業者の確保と育成を図ります。
- ・ 森林経営計画の作成や施業の集約化、路網整備、高性能機械による施業など効率的かつ低コスト化の取り組みを推進し、経営基盤の強化を図ります。
- ・ 森林経営管理制度により、適切な管理が行われていない森林について整備を進め、森林管理の適正化を図ります。

② 地場産材の利用拡大

- ・ 住宅や店舗などの地場産材の利用促進に向けた取組を支援します。
- ・ 公共建築物をはじめ、民間建築物への地場産材の利用促進や木質化を推進します。
- ・ 重ね梁やCLTなどの合板技術等による地場産材の活用・普及に向けて研究・開発を促進します。

③ 森林資源の活用推進

- ・ 林業事業者、製材業者、建築業者等の木材関係者による地域内の経済循環の仕組みづくりを支援します。
- ・ 森林教育や林業学習、自然体験を通じ、首都圏との交流や連携について調査・研究を推進します。



親子での下刈り



木材共販市場

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
素材生産量	10,155 m ³	10,000 m ³	12,000 m ³
地場産材使用率	64.0%	66.0%	70.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
森林所有者は、森林の持つ公益的機能を理解し、森林管理に努めます。 森林組合等の林業事業者は、地区、市、県と情報共有し、連携して森林施業の推進に努めます。	路網整備や各種助成事業などにより、林業事業者が効率的、効果的に施業できる環境の創出を図ります。

第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり

第3節 農林水産業の振興

3 水産業の振興



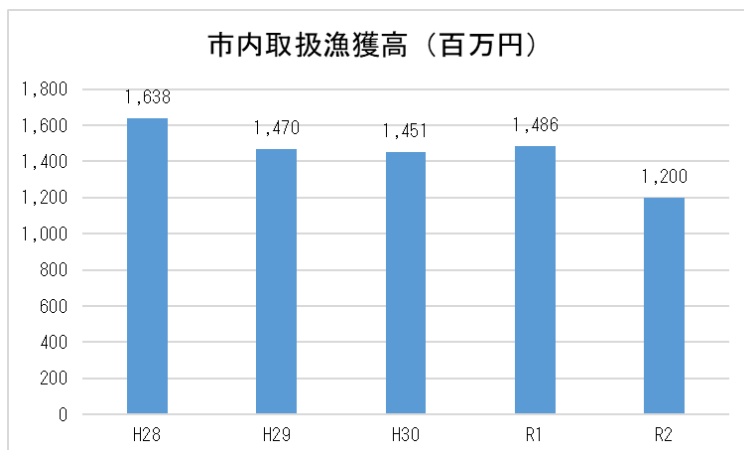
基本方針

漁業者が意欲と展望を持って就労できる魅力ある水産業を目指します。そのため、意欲ある担い手の確保・育成、経営基盤の整備強化、水産物の高付加価値化と販路拡大、漁港施設の保全等に取り組めます。

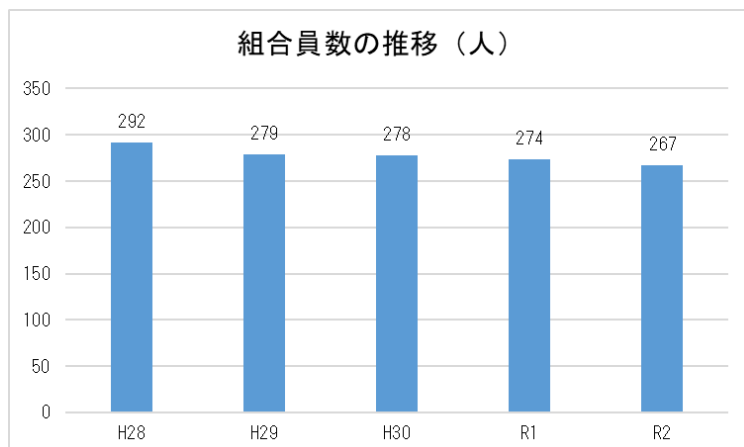
●現状と課題

- ・水産資源の減少や魚価の低迷、就労者の高齢化や人手不足といった課題をかかえています。
- ・各漁協においては、組合員の減少や水揚量の減少などにより、収益構造の見直しやコスト削減などの推進が求められています。
- ・水産物の付加価値を高め、流通体制の強化及び販路拡大、地元の消費促進を図ることが必要です。
- ・漁業生産の拠点である漁港施設の安全性確保のため、機能保全や長寿命化など、適正な維持管理を行う必要があります。

●トピック



市内の漁獲高は15億円程度で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年は大きく減少しています。



組合員数の減少が続いており、平均で年5人の減少となっています。

（資料：上越漁業協同組合、青海町漁業協同組合）

● 施策の方向

① 担い手確保と経営基盤の整備強化

- ・ 漁家所得の向上及び経営の安定確保に取り組み、持続可能な魅力のある漁業を目指します。
- ・ 児童、生徒に地元水産業の魅力について、地域学習や体験活動等を実施し、将来を担う人材の育成を図ります。
- ・ 内水面漁業の持続可能な体制づくり、安定的な運営を支援し、本市の清流の魅力を広く宣伝するとともに、環境美化活動を推進します。
- ・ 稚魚、稚貝の放流や漁業権の啓発などを推進し、水産資源の保護に努めます。
- ・ サザエファームの採取体験やセリ市の見学など、水産資源を活用した体験学習型観光を推進します。

② 水産物の消費拡大

- ・ ICTを活用した情報発信等による販路拡大に取り組むとともに、食品加工を行う企業や海洋高校との産学官連携による消費者ニーズに対応した付加価値の高い水産加工品の商品開発を推進します。
- ・ 観光拠点施設を活用し、水産物の消費拡大につながる取組を支援するとともに、新鮮でおいしい水産物が享受できる地元の良さを積極的にアピールするなど、魚食の推進と地元消費促進を支援します。

③ 生産基盤の整備及び長寿命化修繕

- ・ 漁港、漁港海岸施設について、機能増強や安全性の確保、漁業生産と経営安定を図るため、計画的な整備・修繕を実施します。



能生漁港でのセリの様子

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
取扱漁獲高	1,200 百万円	1,500 百万円	1,500 百万円
組合員数	267 人	255 人	243 人

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
漁業者は、漁業協同組合や行政と連携し、情報共有を図り、経営の安定と後継者の確保に努めます。	県と連携し、漁業者の意向を把握し、人材の確保や育成、漁業所得の向上に向けて産学官による連携を推進します。

第4節 地域資源を活かした魅力の発信

1 観光の振興



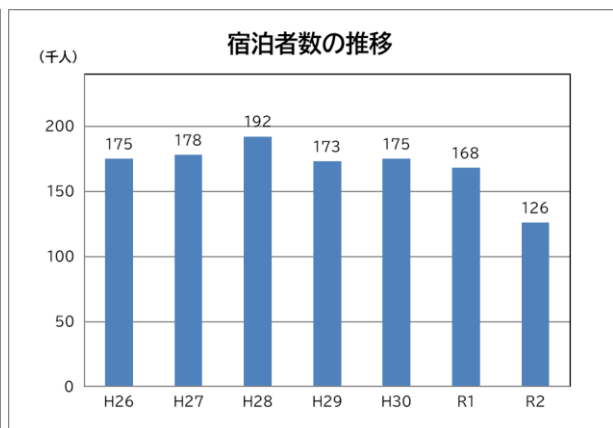
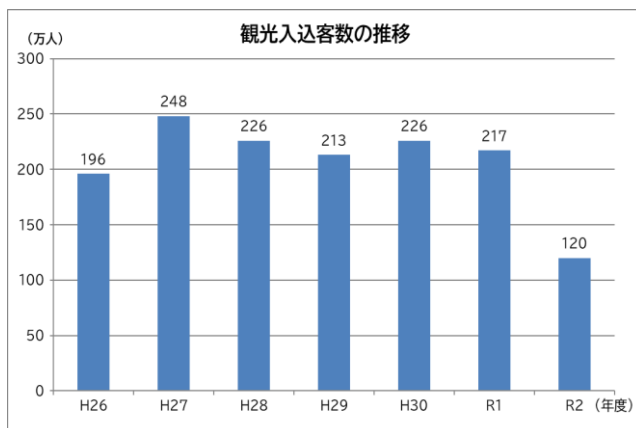
基本方針

地域資源を磨き上げ、効果的な情報発信と誘客により、観光地域づくりを推進します。

●現状と課題

- ・本市の観光業は、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大による影響が今後とも懸念されており、観光情報の一元化を進めるとともに、様々な観光関係者と連携し、観光地域づくりを進める体制を強化していく必要があります。
- ・本市は、山岳、溪谷、温泉、海浜、河川など、変化に富んだ個性豊かな自然資源や旧跡などの文化的資源、農林水産物や様々な味覚、ヒスイやフォッサマグナなどユネスコ世界ジオパークとしての貴重な資源に恵まれており、これらの観光資源を磨き上げ、より分かりやすく、物語性をもって体験できるよう、体験型、着地型旅行商品の魅力を向上し、販売強化につなげていく必要があります。
- ・ウェブサイトやSNS（ソーシャルネットワークサービス）^{*1}などのインターネットやメディア等の媒体を活用した広告宣伝を行っているものの、エリア、目的、年齢層など、ターゲットを的確に把握し、ニーズに対応した情報発信を行う必要があります。
- ・観光イベントなどが周辺地域の活性化につながるよう、観光施設などと連携して、実施主体への財政支援や人的支援を行う必要があります。
- ・外国人観光客を受け入れるため、パンフレットや案内誘導看板などの多言語化を進める必要があります。
- ・市内観光地の多くは駅から徒歩で訪問することが難しいことから、自転車、バス、タクシーなど、様々な方法により、国内や国外の観光客がスムーズに訪問できるよう、二次交通の確保を進めていく必要があります。

●トピック



北陸新幹線開業により平成27年度から入込客数は200万人を超えていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は大きく落ち込んでいます。

宿泊者数も年度により多少の変動はありましたが、令和2年度に大きな落ち込みが見られます。

(資料：糸魚川市観光入込客統計調査)

* ソーシャルネットワークサービス：インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス

●施策の方向

①観光地域づくりの推進

- ・(一社)糸魚川市観光協会の体制を強化し、来訪者の満足度などマーケティングに基づいた観光戦略と一体的な誘客活動を推進します。
- ・様々な観光関係者と連携を強化し、受入れ態勢の充実に取り組みます。
- ・各種事業者や関係機関と連携し、来訪者に喜ばれる食事の提供や土産物の開発などにより、魅力的な観光振興を促進します。

②観光資源の魅力向上

- ・地域ならではの観光資源の掘り起こしを行い、観光地の魅力向上に努めます。
- ・それぞれの観光素材が効果的に発信できるよう、総合的な情報発信に努めます。
- ・魅力的な観光資源を、来訪者により親しみやすい旅行商品として提供し、市内での滞在時間の向上と消費喚起に努めます。
- ・ユネスコ世界ジオパークの地域資源を活かした農林漁業体験、産業観光体験など、体験型観光と体験型教育旅行の更なる推進に取り組みます。

③誘客促進と受入れ態勢の充実

- ・ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）などにより、誘客につながる情報発信の充実を図ります。
- ・自転車による誘客と回遊を促進するため、サイクルツーリズムを推進します。
- ・知名度の向上とリピーターにつながるよう、各種イベントの実施を支援します。
- ・近隣県からの誘客を強化するとともに、首都圏や関西圏からの北陸新幹線を活用した誘客を強化します。
- ・駅と観光地・観光施設を結ぶ二次交通の確保に努めます。

④広域観光連携の推進

- ・広域観光連携により魅力的な観光スポットをつなげ、観光客の満足度を向上させる取組を推進します。
- ・連携団体と一体となった情報発信を行い、知名度向上と誘客に取り組みます。

⑤インバウンド観光の推進

- ・将来のインバウンド需要を見込み、多言語に対応した情報発信や受入れ態勢の整備を行います。
- ・訪日外国人観光客が多く訪れている地域との連携により、市内への誘客を促進します。



恋する灯台フォトコンテスト

●施策指標

指標	現状(R2)	中間目標(R6)	最終目標(R10)
観光入込客数	120万人	180万人	220万人
延べ宿泊者数	12.6万人	16.0万人	18.0万人

●協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
観光地域づくり法人(DMO)が主体となり、行政や観光団体、観光事業者と一体となった情報発信と誘客活動に取り組みます。	観光地域づくり法人(DMO)が行う誘客宣伝活動を支援します。 民間主導による観光誘客につながるイベント等を支援します。

第 4 節 地域資源を活かした魅力の発信



2 市民の誇りづくりと関係人口の創出

基本方針

市が有する資源を再認識し、その魅力を効果的に発信することで、「市に誇りを抱く市民の増加」「関係人口の創出」を図ります。

●現状と課題

・ジオパーク活動により、市民のジオパークへの認知度や理解度は高まっていますが、ヒスイやフォッサマグナ等の特徴的な地質や地形、自然、歴史、文化など様々な魅力の認識には差があるため、ジオパークの理念に基づき統一したイメージで本市の資源をつなぎ、継続的に発信することが必要です。

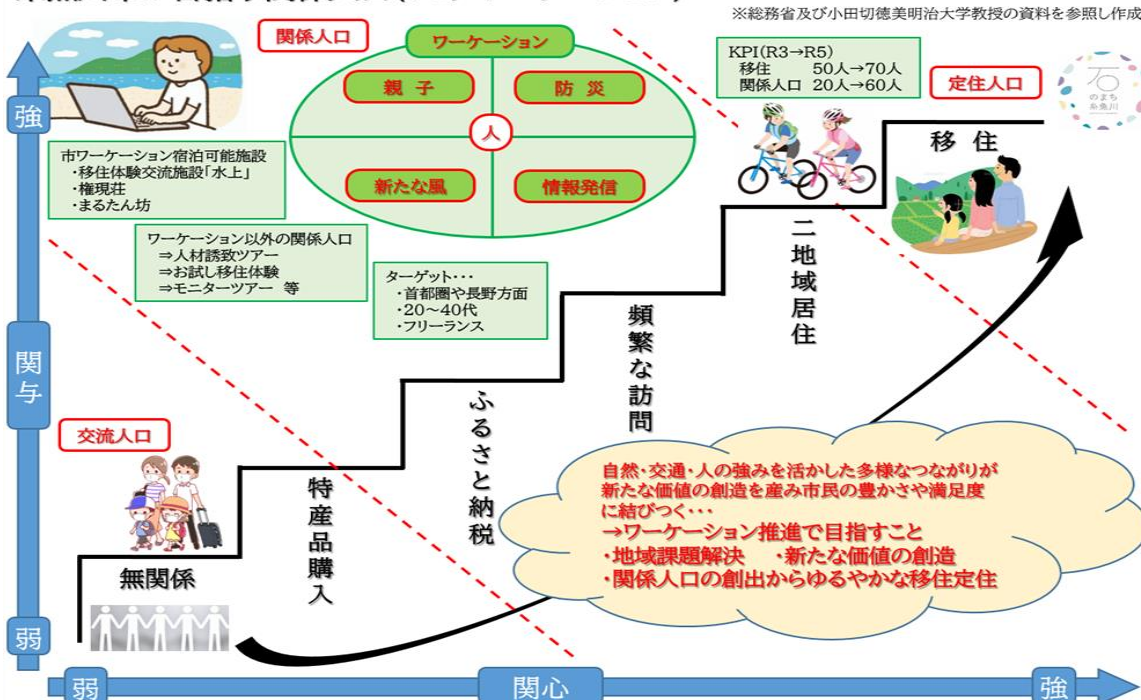
・官民一体となってジオパーク活動の3要素である「保護・保全」、「教育・防災」、「地域振興」を推進することで、ジオパークの認知や理解、郷土を愛する意識の醸成、地域の持続可能な発展につなげる取組が必要です。

・地方は、定住人口の減少や高齢化に伴い、生産性の低下や地域づくりの担い手不足による活力の低下などに直面しています。一方、近年テレワークが普及し、働きながら休暇や地域活動等を楽しむ新たな働き方（ワーケーション）が浸透してきており、関係人口となる人材との交流を通して多様な働き方や暮らし方を提案し、新たな価値を産み出す人材を確保していく必要があります。

・ふるさと納税は、制度の周知が進んだことから、全国的に寄附額が増加傾向にあります。本市の特産品である返礼品の内容を充実させるとともに、情報発信に努め、新たな寄附者の獲得や寄附機会の拡大を図る必要があります。

●トピック

糸魚川市が目指す関係人口(ジオ・ワーケーション)



● 施策の方向

① 石のまちプロジェクトの推進

・糸魚川で生み出される「石」を起点に様々な魅力の再構成により、「石のまち糸魚川」のイメージを市民とともにブランド化し、ふるさと糸魚川への愛着と誇りの醸成と、関係人口の創出を図ります。

② ジオパーク活動の推進

・糸魚川ユネスコ世界ジオパークの優れた地域資源をストーリーで結び付けることにより、観光の魅力を高め、観光誘客とリピーターを増やす取組を推進します。
 ・国内外のジオパークと連携し、情報発信の強化と知名度向上を図り、教育ツーリズム等を通して交流人口の拡大を図ります。
 ・糸魚川ユネスコ世界ジオパークの貴重な地質資源を次世代に継承するため、保護と保全に努めます。
 ・市民が地域の良さを知り、地域への愛着と誇りを育成するため、年代に応じたジオパーク学習と教育ツーリズムを推進します。

③ 多様な関係人口の創出

・北陸新幹線による首都圏からのアクセスや糸魚川ユネスコ世界ジオパークにおける多様なアクティビティの優位性を活かしたワーケーションを推進するとともに、大学生のインターンシップを積極的に受け入れるなど、関係機関と連携する中で多様な人材交流による地域課題の解決のほか、新たなイノベーションを生み出し、将来的な移住定住や企業誘致を図ります。
 ・テレワークの導入等の働き方改革が進展する中、地方に生活拠点を移し、都市との関わりも副次的に残す多地域居住が可能となったことから、引き続き調査研究を進め、更なる地方創生や関係人口の創出に努めます。
 ・特産品の魅力発信や新たな返礼品の開発により、ふるさと納税を通じた関係人口の創出を行うとともに、寄附受入額の増加に努めます。



ワーケーションモニターツアーの様子

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
ワーケーションによる関係人口数	10 人	80 人	160 人
ふるさと納税寄附受入額	66,446 千円	100,000 千円	150,000 千円

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、ジオパーク活動等を通じて、地域に愛着と誇りを持ち、地域の持続可能な発展につながる取組を行います。	ジオパーク関係者が取り組む教育ツーリズム造成や体験旅行誘致等を支援します。 市民の誇りづくりに向け、地域資源の掘り起こしと磨き上げを支援します。